

# 学校防災計画

(風水害編)

荒川区立第一中学校

令和7年4月改定

## 目次

はじめに	2
I 事前の危機管理（備える）	3
1 組織体制	3
2 暴風に対する対応	4
(1) 夜間の対応	4
(2) 生徒在校時の対応	4
(3) 休日の対応	5
3 災害対策基本法の改正	6
4 水害（浸水・洪水）に対する対応	7
(1) 気象庁発表の防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル	7
(2) 荒川区教育委員会における「臨時休業」「保護者引渡し」の判断基準	7
(3) 情報入手経路	8
5 各社鉄道路線が計画運休を発表している場合の考え方	8
6 教職員の緊急連絡体制、教職員の通勤状況（経路・時間）一覧	9
7 避難訓練年間計画	9
II 防災対応時の危機管理（命を守る）	10
1 暴風に対する対応	10
(1) 夜間の対応	10
(2) 生徒在校時の対応	11
(3) 休日の対応	15
2 水害（浸水・洪水）に対する対応	15
(1) 夜間の対応	15
(2) 生徒在校時の対応	17
(3) 休日の対応	20
3 各社鉄道路線が計画運休を発表している場合の対応	21
III 事後の危機管理（立て直す）	22
1 教育活動の再開に向けた取組	22
(1) 生徒の安否確認	22
(2) 教職員の安否確認	22
(3) 施設・設備等の状況確認	22
(4) 教育委員会との連携	22
(5) 状況集約	22
(6) 仮登校（家庭訪問）開始	23
(7) 教育活動再開	23
資料編	24

## はじめに

荒川区立第一中学校は「学校保健安全法」「荒川区地域防災計画」「荒川区立学校防災マニュアル指針」「学校危機管理マニュアル（東京都教育委員会）」に基づき、学校の防災（風水害）に関する計画「学校防災計画（風水害編）」を策定することにより、生徒のかけがえのない命を守ることはもちろんのこと、登下校時の安全確保や災害後の円滑な教育活動の再開を図る。

風水害は、台風や前線が接近すれば警戒を強めるなど、時間的な推移に伴い、対応が変化していく点で、突発的に生じる震災とは異なる。台風や豪雨の襲来は予測ができるようになったことから安易に考えがちであるが、予測を上回る降水量や暴風、予想外の台風の進路なども想定し、気象庁からの注意報等を十分に収集し、早めの臨時休業措置や確実な保護者引渡し等の対応をとることにより、発災時には学校に誰も残らない状況をつくることで、生徒や教職員の身の安全を守ることを基本的な方針とする。

また、大規模水害が発生した場合に備え、本校は2階以上が「指定緊急避難場所」に指定されているが、震災時の「避難所運営支援」とは異なり、区職員の派遣にかかる時間的猶予があることから、荒川区では区職員における避難場所対応を計画している。よって、本校教職員は、生徒の保護者引渡しが終了した段階で、帰宅可能であれば帰宅するなど、教職員自身も避難行動をとることとする。

なお、防災計画（風水害編）では、

- I 事前の危機管理（備える）
- II 防災対応時の危機管理（命を守る）
- III 事後の危機管理（立て直す）

の3段階の危機管理に対応して作成する。

段階	項目
I 事前の危機管理（備える）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内の組織体制を組んでおく。</li> <li>○暴風に対する対応の概要を、生徒在校時・休日・夜間に分けて定めておく。</li> <li>○水害（浸水・洪水）に対する対応の概要を、生徒在校時・休日・夜間に分けて定めておく。</li> <li>○各社鉄道路線の計画運休の際の考え方を定めておく。</li> <li>○教職員の緊急連絡体制を組んでおく。</li> <li>○教職員の通勤状況（経路・時間）一覧を作成しておく。</li> <li>○避難訓練等の計画を作成しておく。</li> </ul>
II 防災対応時の危機管理 （命を守る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災対応時に想定される校内外の状況や、校内組織ごとの役割分担と対応の流れ、そして生徒の避難行動について、在校時・校外学習時、また夜間・休日等の状況別に定めておく。</li> <li>○各社鉄道路線の計画運休の際の対応を定めておく。</li> </ul>
III 事後の危機管理（立て直す）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動再開に向けた取組を定めておく。</li> </ul>

# I 事前の危機管理（備える）

## 1 組織体制

組織は、煩雑になることのないよう、震災時への対応と同様とするが、対応内容全般が縮小されることから、各班の活動内容も震災時への対応とは大きく変わってくる。

部	平常時	防災対応時
<b>学校災害対策本部</b> (企画委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校対策本部設置訓練</li> <li>○教職員の住所録及び通勤経路・時間の一覧表作成</li> <li>○避難行動をとらせる教職員の優先順位の作成</li> <li>○校内外の情報処理系統の確立</li> <li>○関係機関との情報授受・処理態勢整備</li> <li>○指示系統の整備と点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部員は校長室に集合し、本部設置</li> <li>○気象庁発令注意報・警報等の発表状況、並びに荒川区の避難等に関する発令状況の迅速把握</li> <li>○関係機関との情報交換・処理</li> <li>○指示系統の確認、迅速・正確な伝達</li> <li>○生徒引渡し状況に応じた、早めの避難行動が必要な教職員への避難指示</li> </ul>

班	平常時	防災対応時
<b>情報・連絡班</b>  ○加藤・尾崎・横澤 廣田・八木橋・ 佐藤愛美・(6名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災対応時の保護者等への情報発信に関する行動マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風水害に関する情報の収集・発信</li> <li>○スクリレ・HP担当</li> <li>○関係機関との連絡及び情報収集</li> <li>○保護者引渡し時の電話・MCA無線対応</li> </ul>
<b>施設・初期消火班</b>  ○村田・千澤・柏木・ 倉田・北口・萬・高橋 森慶彦・名嘉 (9名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報・連絡班」が保護者引渡しのスクリレを送信してから1時間以内の、「救護班」「持出品搬出班」の搬出作業への応援分担の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報・連絡班」が保護者引渡しのスクリレを送信してから1時間以内の、「救護班」「持出品搬出班」への応援</li> <li>○1時間経過後の、保護者引渡し対応</li> </ul>
<b>救護班</b>  ○進藤・屋敷 佐藤幸夏・高沼・飯島 萬年・鎌田・鶴田 (8名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室内の書類・物品等の中で、概ね1時間以内で、水害から保護するために、2階に搬出できる物品のリスト化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報・連絡班」が保護者引渡しのスクリレを送信してから1時間以内の、保健室内要保護物品の2階への搬出</li> <li>○1時間経過後の、保護者引渡し対応</li> </ul>
<b>生徒対応班</b>  ○荻野・三木・長澤 青柳・石川・大國・ 佐藤敏文・松坂・ 森晴美・田上(10名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報・連絡班」が保護者引渡しのスクリレを送信してから、1時間以内の担当教員の配置、1時間経過後の教職員の配置計画立案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確実な保護者引渡し及びそのための応援班への的確な指示</li> </ul>
<b>持出品搬出班</b>  ○井坂・長谷川・坂入 平山・河上・森田・ 秋山・丸山(8名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室内にある要保護物品の2階搬出場所の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報・連絡班」が保護者引渡しのスクリレを送信してから1時間以内の、保健室内要保護物品の2階への搬出</li> <li>○1時間経過後の保護者引渡し時の「情報・連絡班」の電話・MCA無線対応への応援</li> </ul>

## 2 暴風に対する対応

暴風は、通常、台風の接近や高気圧・低気圧の位置関係などにより生じるもので、暴風だけではなく降水などにも留意する必要があるが、ここでは暴風に対する対応についてのみ記載する。

荒川区の暴風注意報の基準は平均風速13m/s、暴風警報の基準は平均風速25m/sとなっている。また、気象庁が解説している風の強さと吹き方は、以下のようになっている。

平均風速 m/s	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物の被害
10～15	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める。
15～20	強い風	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	小枝が折れる。	ビニールハウスが壊れ始める。
20～25	非常に強い風	しっかりと体を確保しないと転倒する。		銅製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。
25～30		立ってられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れ始める。	ブロック塀が壊れ、取り付けが不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める。

なお、荒川区教育委員会では、以下(1)の通り「授業等実施判断の流れ」を示している。この判断基準は、基本的にこれから先の授業実施に対する判断基準なので、これを本校では「夜間の対応」とする。

### (1) 夜間の対応

	午前6時の荒川区の警報等	授業形態	対応	給食
1	特別警報 大雨(土砂災害・浸水害)、暴風、暴風雪、大雪	臨時休業	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。	なし
2	警報 洪水	臨時休業	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。	なし
3	警報 暴風、暴風雪	午前授業	午後の授業実施については、午前11時の気象情報により午後の授業の実施を判断する。	なし

	午前11時の荒川区の警報等	授業形態
1	暴風・暴風雪警報が継続	臨時休業
2	暴風・暴風雪警報が解除	5校時より授業

### (2) 生徒在校時の対応

生徒が在校時に暴風警報が発表された場合は、直ちに授業を打ち切り「地区別集団引率下校」の措置をとる。なお、気象庁発表の早期注意情報により注意報が警報に切り替わることが予測される場合は、早めに「地区別集団引率下校」への移行を準備する。

なお、台風が接近していて注意報が警報に切り替わった場合は、すでに台風の速度・進路をもとに台風の最接近時刻と暴風が治まる時刻が予測できていると思われるので、生徒を学校で保護した上で、暴風がピークを過ぎてから「地区別集団引率下校」とする。<sup>\*1</sup>その際、事前に「生徒を学校に留め置く場合があること」さらに、「現在生徒を学校に留め置いていて下校が遅れること」等をスクリレ・HPにて保護者に連絡し、保護者が学校に生徒を迎えに来るなど、

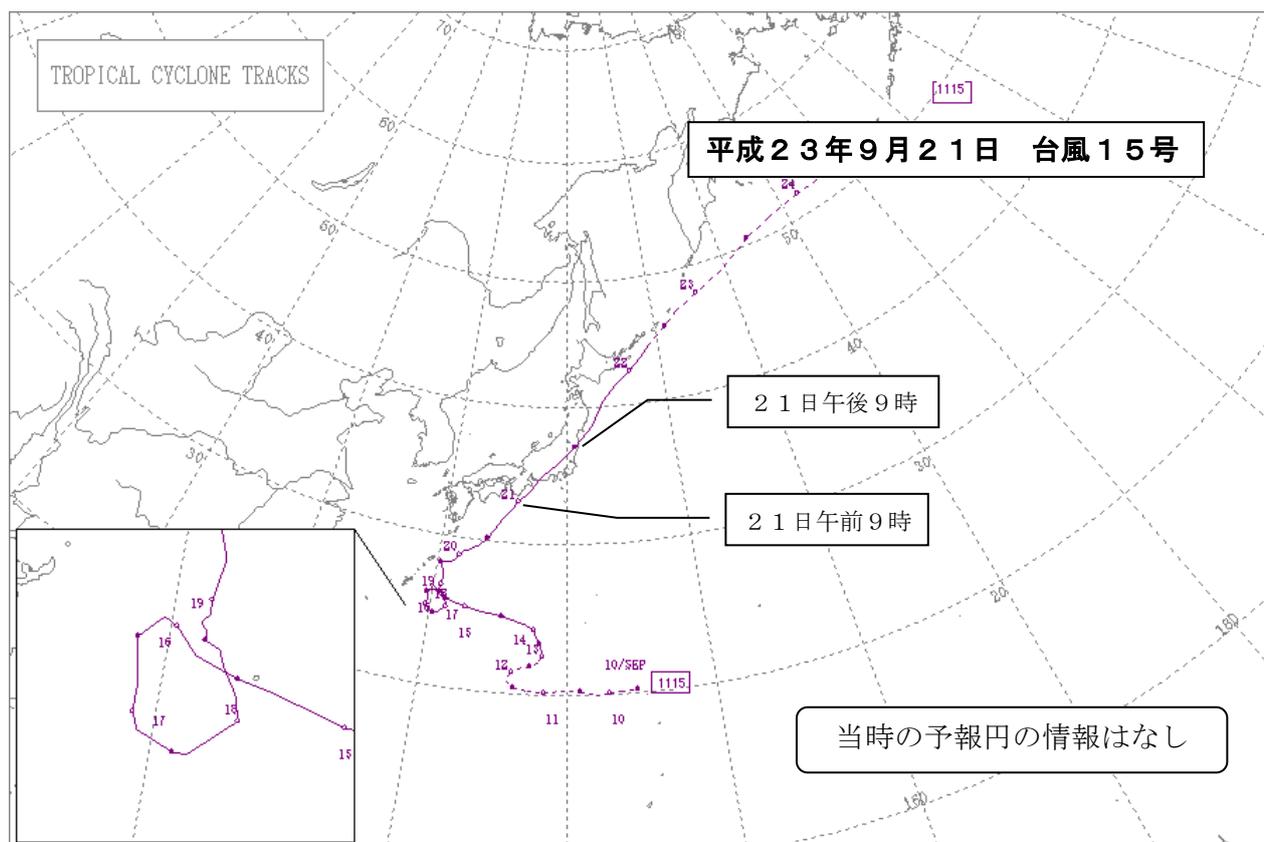
危険な移動をして2次被害が起きないようにする。

### (3) 休日の対応

生徒が登校していない場合は、翌日の授業実施の判断対応になるため、「(1) 夜間の対応」と同様になる。

部活動等、生徒が在校している場合は、「(2) 生徒在校時の対応」となるが、教員数が少ないため引率下校を急ぐあまり一人で管理しきれない人数を一度に引率するなど、決して急ぐことなく時間をかけながら確実に実施する。暴風が激しい場合は教員の安全も脅かされていることから、決して無理をせず、ピークを過ぎるまで待つようにする。

#### ※1 台風接近により、生徒在校時に警報に切り替わる事例（データは気象庁ホームページから）



中心気圧(hPa)	最大風速(m/s)	暴風域半径(km)	大きさ	強さ
950⇒940	40⇒45	南東150⇒190 北西110	大型	強い⇒非常に強い

当時の予報円が分からないため、気象庁がどのような予想をしていたか分からないが、当日の午前6時段階では東京は暴風圏に入っていないため、今の判断基準であれば「強風注意報」として登校していると思われる。

しかし、午後3時には暴風圏に入っていることが考えられることと、大型で非常に強い台風であることから、給食を早めに食べさせてすぐに「地区別集団引率下校」の措置を執ることが望ましい。もし、給食の準備を早めることができない、あるいは、早めたとしてもすでに暴風圏に入ると判断した場合は、6校時まで授業をして、暴風圏を抜ける午後9時頃まで生徒を学校に留め置くことになる。しかし、その場合、学校に残って生徒対応をしていた教職員は、交通機関の乱れにより帰宅が困難な状況になっていることも考えられる。

### 3 災害対策基本法の改正

平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的に分かるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善された。一方で、避難勧告で避難しない人が多い、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられていて分かりにくいという課題も顕在化してきた。

そこで、「令和元年台風19号等を踏まえた避難情報及び広域避難に関するサブワーキンググループ」から令和2年12月に提言されたとりまとめを踏まえ、令和3年に災害対策基本法を改正（5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、内閣府（防災担当）では、市区町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を、名称を含めて改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表した。

避難情報警戒レベルの新旧対照表

旧		新		
警戒レベル	避難情報等	警戒レベル	避難情報等	とるべき行動
5	災害発生情報 (市区町村が発令)	5	緊急安全確保 (市区町村が発令)	命の危険 直ちに安全確保
4	避難指示（緊急） 避難勧告 (市区町村が発令)	4	避難指示 (市区町村が発令)	危険な場所から 全員避難
3	避難準備・高齢者等避難 開始 (市区町村が発令)	3	高齢者等避難 (市区町村が発令)	危険な場所から 高齢者等は 避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	自らの避難行動を 確認
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを 高める

したがって、このページ以降の「避難情報等」は新しい名称を使用している。

#### 4 水害（浸水・洪水）に対する対応

##### (1) 気象庁発表の防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報</li> <li>・氾濫発生情報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生し又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・危険度分布「非常に危険」（薄紫）</li> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・高潮特別警報</li> <li>・高潮警報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示勧告が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）※1</li> <li>・洪水警報</li> <li>・危険度分布「警戒」（赤）</li> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をする。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険度分布「注意」（黄色）</li> <li>・氾濫注意情報</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報</li> <li>・洪水注意報</li> <li>・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2）</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。</p>	警戒レベル2
<input type="checkbox"/> 早期注意情報（警報級の可能性） <small>注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</small>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。</p>	警戒レベル1

※1：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

※2：警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できる。

キキクル：土砂災害や洪水災害から自主避難の判断に役立ててもらおうための「大雨・洪水警報の危険度分布」について、速やかに避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「非常に危険（薄紫）」などへの危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービスを、気象庁の協力のもとで、以下の5つの事業者が実施する。

アールシーソリューション株式会社・GEHRN・SHIMADZU・日本気象株式会社・YAHOO! JAPAN

##### (2) 荒川区教育委員会における「臨時休業」「保護者引渡し」の判断基準

荒川区教育委員会では、荒川区の災害対策本部が「高齢者等避難」を発令したことをもって、生徒登校前であれば臨時休業、生徒在校時であれば「保護者引渡し」と定めている。

荒川区教育委員会では、水害発生の危険に対して、荒川の水位（岩淵水位観測所）が「氾濫危険水位」に達するおよそ11時間前に「高齢者等避難」を発令することを想定している。したがって、荒川区教育委員会では、夜間の発令であれば翌日を臨時休業とすること、平日昼間の発令であれば水害発生までに生徒の保護者引渡しが完了するまでの時間的な余裕があるとしている。

### (3) 情報入手経路

最終的な判断基準は荒川区の発令内容である。ただし、荒川区の発令を予測するために気象庁の注意報・警報等の発表内容を入手することは有効である。

#### ① 荒川区発表内容

- 荒川区公式ホームページ
- 荒川区防災アプリ

#### ② 気象庁発表内容

- 気象庁ホームページ

・気象警報・注意報：

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.488/137/&elem=all&contents=warning>

・荒川区の警報・注意報：

[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\\_type=class20s&area\\_code=1311800&lang=ja](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=1311800&lang=ja)

・キキクル（危険度分布）土砂災害<sup>※2</sup>

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:4/lat:35.137879/lon:139.042969/colordepth:normal>

・キキクル（危険度分布）浸水害：

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/lat:35.137879/lon:138.999023/zoom:4/colordepth:normal>

・キキクル（危険度分布）洪水害：

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/lat:35.137879/lon:138.999023/zoom:4/colordepth:normal>

・指定河川洪水予報：<https://www.jma.go.jp/bosai/flood/>

・土砂災害警戒情報<sup>※3</sup>：

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.488/137/&elem=all&contents=warning>

※2・※3：荒川区で指定した、土砂災害警戒区域の指定範囲にある学校は、「第一日暮里小学校」1校であり、本校では情報を入手する機会はほとんどないと考えられる。

- 各種「防災アプリ」

## 5 各社鉄道路線が計画運休を発表している場合の考え方

各社が計画運休を決定する背景には、台風の接近等、気象庁が発表している気象情報から、東京都における輸送に危険があると判断しているからであり、それがJR・私鉄各社等が要警戒している場合は社会として危機に備える準備をしているといえる。さらに、その場合は、企業によっては社員に対して出勤をしないでテレワークをする指示が出るなど、社員の身の安全の確保に対する対策を講じていることも考えられる。

したがって、子どもたちの身の安全を守ることはもちろんのこと、社会全体の危機感を高めるために、学校においてもほぼ同時に臨時休業を発表することが妥当と考えられ、本校としては中学校長会並びに荒川区教育委員会と積極的に臨時休業措置に向けての協議をする。

## 6 教職員の緊急連絡体制、教職員の通勤状況（経路・時間）一覧

教職員の個別の情報があるため別途作成

## 7 避難訓練年間計画

月	日	曜	内容	想定	備考
4	10	木	避難経路について経路や方法を理解する	火災	
5	9	金	火災時の避難の仕方、「お・か・し・も」の実践	火災	
6	5	木	地震時の避難、迅速な避難	地震	
7	8	火	火災時の避難の仕方、「お・か・し・も」の実践	火災	
9	1	月	総合防災訓練、地震時の安全確保と避難	地震	荒川消防署と連携
10	2	木	火災時の避難の仕方、「お・か・し・も」の実践	火災	
11	5	水	地震時の避難、迅速な避難	地震	
12	2	火	火災時の避難の仕方、「お・か・し・も」の実践	火災	
1	19	月	地震時の避難、迅速な避難	地震	
2	13	金	火災時の避難の仕方、「お・か・し・も」の実践	火災	
3	11	水	地震時の避難、屋上避難訓練	津波・浸水	津波・堤防決壊

※年度当初の計画案であり、社会事情・生徒の実態に応じて柔軟に変更する。

## II 防災対応時の危機管理（命を守る）

### 1 暴風に対する対応

暴風は、通常、台風の接近や高気圧・低気圧の位置関係などにより生じるもので、ある程度は予想はできている。そこで、情報を詳細に入手しながら適切な判断をすることにより、「地区別集団引率下校」により、安全に各家庭に帰宅させることを目的とする。「地区別集団引率下校」の適切な時機を逸してしまったり、想定外の暴風圏に入ってしまったりは、安全な状況になるまで生徒を学校で保護する。

#### (1) 夜間の対応

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
○当日朝6時	○管理職は朝6時段階で気象庁が荒川区（東京23区）に暴風警報を発表していた場合は、スクリレ・HPで「本日、午前中は臨時休業とする。今後、午前11時の気象庁発表で暴風警報が継続していれば臨時休業、解除されていけば、5校時から授業開始」について、保護者・教職員に知らせる。	○保護者が受信するスクリレの内容で登校もしくは自宅待機をする。
○暴風警報が発表されていなくて生徒が登校した場合は、(2)の対応になる。	<通常通りの登校の場合> ○暴風警報が発表されていなくて生徒が登校した場合は、(2)の対応になる。	○暴風警報が発表されていなくて生徒が登校した場合は、(2)の対応になる。
○当日午前11時	<午前臨時休業の場合> ○「情報・連絡班」は、気象庁が荒川区に発表している警報・注意報により、スクリレ・HPで「臨時休業」「5校時より授業開始」のいずれかを保護者に知らせる。	○保護者が受信するスクリレの内容で登校もしくは自宅待機をする。
○警報解除の場合は5校時から放課後まで平常授業	○朝から通常登校、5校時からの登校の場合、いずれも、保護者の判断で登校を控えた場合は、欠席・遅刻とはならない。したがって、「無理な登校はしない旨」スクリレ・HPで保護者に連絡する。	○登校した場合は5校時から放課後まで平常授業

(2) 生徒在校時の対応

① 学校

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
<p>○教職員出勤時・生徒登校時は歩きにくかったり傘を差しにくかったりするが、出勤・登校することはできる。</p> <p>○台風の接近であれば次第に風は強くなり、樹木も揺れ始める。</p>	<p>○「情報・連絡班」は各種ホームページ・防災アプリ等により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁の警報・注意報の発表状況</li> <li>・今後の風速の変化の予想</li> <li>・台風の進路・速さ・強さ</li> <li>・荒川区の避難指示等の発令状況</li> </ul> <p>について、更新された情報を随時入手する。</p> <p>○「情報・連絡班」は入手した情報を学校災害対策本部に提供し、管理職は①早めの給食後下校、②通常の給食後下校、③放課後の活動をなくして下校、④通常通り教育活動を行い、暴風圏を過ぎてから下校等の大まかな予想を教職員に指示する。</p> <p><u>&lt;暴風圏に入る予想の場合&gt;</u></p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPで、「本日は、暴風の影響により早くに（遅くに）下校する場合があります、その場合は地区別集団引率下校とする」ことを保護者に知らせる。</p> <p>○各担任は、生徒に対して、「早くに（遅くに）地区別集団引率下校となる場合があること、指示があったらすぐに下</p>	<p>○傘を壊して登校してくる生徒、傘を差さないでぬれて登校してくる生徒などがいる。</p> <p>○通常の授業</p> <p>○早くに「地区別集団引率下校」になる場合があることを理解し、通常の授業を継続して受ける。</p>

<p>○暴風警報発表、もしくは発表間近で、路上のゴミは舞っていたり、小さな破片のような物がどこからともなく飛んできたりしている。降雨を伴う場合は、横殴りの雨で、傘は用をなさないし破損する。</p> <p>○風の音で、人数の多いグループでは先頭から最後尾までは声は届かない。</p> <p>○体の小さな生徒は風で揺れ動かされる。</p>	<p>校の準備をすること」を指導する。</p> <p>○給食調理作業を早めることがある。</p> <p>&lt;暴風警報が発表された場合 (ア) &gt;</p> <p>○学校災害対策本部は「地区別集団引率下校」の指示を出す。</p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPにより保護者に、「今から地区別集団引率下校になる」旨を知らせる。</p> <p>○できるだけ密集隊形を作り、体の小さい生徒を中に入れる。人数の多いグループでは、先頭と最後尾の間に連絡を中継する生徒を決めて、教員やリーダーの指示を伝言する役割を与える。小雨であったり、さしている傘が周囲に危険を及ぼしたりする場合は、傘はささないようにさせる。体格が小さく鞆を背負うことにより不安定になる生徒の場合は、鞆も傘も学校に置かせていく。途中で分散後も体の小さな生徒を守るようになるべく密集隊形を維持するよう伝える。</p> <p>○密集隊形で互いに支え合いながら出発する。それでも移動できない、人が飛ばされる、物が飛んできて危険という場合は、風速30m/sを超えていることも考えられることから、すぐに学校に引き返す。</p>	<p>○一切の教育活動をやめて、教員の指示により、下校の支度をして体育館に集まり、地区別に整列する。給食を食べている最中の場合は、急いで食べて片付けをし、体育館に集まる。</p> <p>○教員の指示に従い下校する。</p>
---	---	---

<p>○台風接近により暴風雨圏に接近もしくは入ったため暴風警報が発表され、横殴りの雨で、路上はバケツなどの物品や折れた枝などが飛び交っている。しかし、数時間経過すれば、風雨が弱まる予想がある。</p> <p>○暴風圏を抜けて風雨が弱まる。</p> <p>以下、&lt;暴風警報が発表された場合（ア）&gt;と同様の流れ</p>	<p>○「情報・連絡班」は地区ごとのリーダーから入る電話を記録し、全ての帰宅が確認できたところで学校災害対策本部に報告するとともに、スクリレ・HPで全員帰宅したことを保護者に連絡する。</p> <p>&lt;暴風警報が発表された場合（イ）&gt;</p> <p>○学校災害対策本部は、暴風圏を抜けるまでの生徒保護の指示を出し、屋内部活動などをさせたり、図書室で読書をさせたり、各教室で自習をさせたりしながら時間を過ごさせる。生徒対応班は、巡回しながら生徒観察をする。</p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPにより保護者に、「生徒を学校内で保護していること」と「おおよその下校時刻」を知らせる。</p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPにより保護者に、「今から地区別集団引率下校になる」旨を知らせる。</p> <p>以下、&lt;暴風警報が発表された場合（ア）&gt;と同様の流れ</p>	<p>○地区ごとのリーダーは学校に電話連絡を入れる。</p> <p>○通常の教育活動をしたのち、下校せず、屋内部活動、読書活動、自主学習に取り組む。</p> <p>以下、&lt;暴風警報が発表された場合（ア）&gt;と同様の流れ</p>
---	--	--

② 校外学習時

（宿泊を伴わない行事で「暴風警報」が発令されていなかったため出発した場合）

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
<p>○荒川区に暴風注意報が発表されている状況であれば、荒川区外の都内もしくは隣接県で校外学習をしている団体にもほぼ同様の影響がある。</p>	<p>○「情報・連絡班」は各種ホームページ・防災アプリ等によ</p>	<p>○当日の朝6時には暴風警報が発令されていなかったため校外学習に出発している。</p>

<p>○台風の接近であれば次第に風は強くなり、樹木も揺れ始める。</p> <p>以下、①の対応。</p>	<p>り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁の警報・注意報の発表状況</li> <li>・今後の風速の変化の予想</li> <li>・台風の進路・速さ・強さ</li> <li>・荒川区の避難指示等の発令状況</li> </ul> <p>について、更新された情報を随時入手する。</p> <p>○「情報・連絡班」は入手した情報を学校災害対策本部に提供し、管理職（校長が校外学習の引率をしている場合は副校長）は①校外学習団体の帰校、②校外学習団体の活動継続の判断をし、校外学習団体に連絡する。（台風の接近など、注意報から警報に切り替わる可能性が高い場合はすぐに帰校判断。継続する場合は、台風の影響ではないこと、気象庁の今後の風速の予報でこれ以上は強くならないと判断した場合。）</p> <p><u>＜帰校判断の場合＞</u></p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPで、「本日は、暴風の影響により早くに（遅くに）下校する場合があります、その場合は地区別集団引率下校とする。また、校外学習に出ている〇年生はすでに帰校の途についている。」ことを保護者に連絡する。</p> <p>以下、①の対応。</p>	<p>＜帰校の場合＞</p> <p>○学校に向かう。帰校後は、「地区別集団引率下校」になる場合があることを知る。</p> <p>以下、①の対応。</p>
--	--	--

③ 校外学習（宿泊を伴う学習）

現地と荒川区の状況は大きく異なっていることが考えられる。また、荒川区が暴風を受け前日に現地在暴風圏だった、もしくはこれから暴風圏に入る場合もある。

校外学習団体は、現地在暴風圏に入っているときに、学校に現地の状況を報告し、活動が

可能であれば活動を継続し、待機が適当と判断した場合は宿舍等に待機し、避難が必要な状況の場合は宿舍や現地の行政機関等の指示を受ける。

### (3) 休日の対応

部活動などで生徒が在校している場合、(2)に準じて顧問教員等が「地区別集団引率下校」に相当した下校対策をとる。

なお、暴風注意報・警報が発令される可能性があることが事前に予想されている場合は、部活動等は中止判断をしておくことが望ましい。

## 2 水害（浸水・洪水）に対する対応

保護者に周知している、朝6時時点で気象庁が発表する「大雨特別警報」「洪水警報」、もしくは、荒川区が発令する「高齢者等避難」が判断基準になる。

ただし、初動を早めるためにも、本校においては「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」「指定河川洪水予報」で荒川区が「警戒」<sup>※4</sup>となった段階で、内水氾濫・荒川氾濫の危険があるとして、「高齢者等避難」発令を予想した対応の準備をする。

※4：「大雨警報（浸水害）の危険度分布」では、1時間先までに警報基準に到達すると予想している状況

「洪水警報の危険度分布」では、3時間先までに警報基準に到達すると予想している状況  
「指定河川洪水予報」の場合は、主文で「□□日〇〇時頃に『氾濫危険水位』に到達する見込み」などの情報が出る。

### (1) 夜間の対応

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
○前日、放課後	○管理職は翌日に、気象庁による臨時休業基準の警報の発表や、荒川区からの「高齢者等避難」発令の可能性について判断し、可能性が高いと判断した場合は、生徒の放課後の活動をなしにして下校させ、「持出品搬出班」と「救護班」は保健室の要保護物品を2階 <sup>※5</sup> の安全な場所に搬出する。また、「生徒対応班」も生徒対応がない場合はそれぞれの応援をする。	
○前日、午後4時30分を目安に保護者に予告をする	○「情報・連絡班」は、スクリーン・HPで、「今夜から未明にかけて、荒川区から『高齢者等避難』が発令された場合は、翌日は臨時休業とする」	

<p>○夜間</p> <p>○当日朝6時</p> <p>○教職員の居住地によっては、すでに河川の氾濫や内水氾濫が発生して、大災害になっていることも考えられる。</p> <p>○万が一、前日に保健室の要保護物品を搬出していなかったとしても、あきらめる。</p>	<p>ことを保護者に連絡する。</p> <p><u>＜「高齢者等避難」が発令された場合＞</u></p> <p>○教職員は学校に参集せず避難行動をとる。</p> <p><u>＜「高齢者等避難」が発令されず、気象庁が臨時休業基準の警報を発表していた場合＞</u></p> <p>○管理職は朝6時段階で気象庁が荒川区（東京23区）に「大雨特別警報」「洪水警報」を発表していた場合は、スクリレで「本日は臨時休業とすること。教職員も居住地の状況に応じて、各自避難行動をとること。」について、保護者・教職員に連絡する。</p> <p>○荒川区が浸水・洪水の被害を受けていた場合、管理職はスクリレでしばらく臨時休業となることを保護者に連絡する。また、その後の対応については、「Ⅲ 事後の危機管理（立て直す）」になる。</p> <p><u>＜「高齢者等避難」が発令されず、気象庁が臨時休業基準の警報を発表していなかった場合＞</u></p>	<p>○臨時休業として自宅待機もしくは避難行動をとる。</p> <p>○保護者が受信するスクリレの内容で自宅待機もしくは避難行動をとる。</p>
---	---	--

	○「(2) 生徒在校時の対応」になる。	○「(2) 生徒在校時の対応」になる。
--	---------------------	---------------------

※5：荒川区では、平成28年5月30日に国土交通省が指定・公表した浸水想定に基づき、荒川流域において想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合の荒川各地の「浸水の深さ」を想定している。

それによると、本校校舎は50cm～3mとなっているため、2階までは浸水しないと考えている。

(2) 生徒在校時の対応

① 学校

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
○教職員出勤時・生徒登校時はかなり激しい雨が降っている。足下を含めかなりぬれて出勤・登校してくる。	○「情報・連絡班」は各種ホームページ・防災アプリ等により、 ・荒川区の避難指示等の発令状況 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布 ・洪水警報の危険度分布 ・指定河川洪水予報の情報を収集し、「警戒」になったら管理職に報告する。 ○管理職は学校災害対策本部を設置し、以下を周知するとともに、各班の行動準備を開始するよう指示する。 ・荒川区が「高齢者等避難」を発令する可能性が高いため、「要保護物品の搬出」「保護者引渡し対応」をする準備をしておくこと ・「情報・連絡班」は荒川区情報の収集に全力を入れること	○靴や靴下はほとんど水につかった状態になっており、スカートやズボンの裾もかなりぬれて登校してくる。 ○通常の授業
○荒川区から「高齢者等避難」が発令される。	○「情報・連絡班」は、荒川区が「高齢者等避難」発令が	

<p>○町中では排水が追いつかず水がたまり始めている。マンホールなどから水があふれ出している場合も考えられる。</p> <p>○在宅している保護者だけが引き取りに来る。</p> <p>○1時間後には、勤務先からも続々と引き取りに来る。</p> <p>○各学年が40人程度になる。</p> <p>○全校で40人程度になる。</p> <p>○5人以下になった場合。</p>	<p>出たら学校災害対策本部に報告する。</p> <p>○学校災害対策本部は、「保護者引渡し対応」を指示する。</p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPで「荒川区にて『高齢者等避難』が発令されたので生徒の保護者引渡しになる」ことを保護者に連絡する。</p> <p>○「生徒対応班」は全校生徒に「保護者引渡し」になるため、教育活動中止を放送し、各教室待機を命じて各学年のフロアで管理する。</p> <p>○1時間以内で、「持出品搬出班」と「救護班」は保健室の要保護物品を2階の安全な場所に搬出する。</p> <p>○「生徒対応班」は、引渡し場所へ「生徒防災カード」を持って行き待機する。最初の1時間は、さほど多くの保護者は来ないと思われるため、「生徒対応班」で引渡しを行う。1時間後には、多くの保護者が来るので、「情報・連絡班」「持出品搬出班」を除く班で引渡し対応を行う。</p> <p>○引渡し手順は「震災編」同様</p> <p>○管理職は早めに避難させる第1段階の教職員3分の1を避難させる。</p> <p>○管理職は、第2段階の教職員を避難させる。</p> <p>○残留生徒が5人以下になるまでは第3段階の教職員は待機及び学校避難。</p> <p>○管理職2名を除いて全員避</p>	<p>○荷物をまとめて下校準備をし、各教室で待機する。</p> <p>○保護者ととともに下校・避難する。</p>
--	---	--

<p>○生徒が残留しており、そのため教職員も残留していて、河川の氾濫により、2階まで浸水してきた場合は、備蓄倉庫から水・食料・毛布・ラジオを取り出し、スマートホン等の充電コードも持って3階に垂直避難し救助を待つ。</p>	<p>難。</p> <p>○全員の引渡しが終了した場合はその旨を、5人以下になった場合は学校で保護している旨を、スクリレ・HPで保護者に連絡する。</p> <p>○管理職はスクリレで、学校が浸水していること、生徒は3-3で保護していること、学校に引き取りに来ることは危険なので保護者も安全な場所に避難することについて連絡する。</p>	
--	---	--

② 校外学習

(宿泊を伴わない行事で「大雨特別警報」「洪水警報」が発表されていなく、荒川区からも「高齢者等避難」発令が出ていなかったため出発した場合)

時間の経過（状況等）	教職員の対応	生徒の行動等
<p>○かなり激しい雨が降っている。</p>	<p>○「情報・連絡班」は各種ホームページ・防災アプリ等により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区の避難指示等の発令状況</li> <li>・大雨警報（浸水害）の危険度分布</li> <li>・洪水警報の危険度分布</li> <li>・指定河川洪水予報</li> </ul> <p>について、更新された情報を随時入手していく。</p> <p>○「情報・連絡班」は入手した情報を学校災害対策本部に提供し、管理職（校長が校外学習の引率をしている場合</p>	<p>○登校時に雨で濡れたが、その状況で学校を出発していく。</p>

<p>以下、①の対応。</p>	<p>は副校長)は①校外学習団体の帰校、②校外学習団体の活動継続の判断をし、校外学習団体に連絡する。</p> <p>○「大雨警報(浸水害)の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」「指定河川洪水予報」のいずれかが「注意」になっていたら帰校とする。</p> <p><u>&lt;帰校判断の場合&gt;</u></p> <p>○「情報・連絡班」はスクリレ・HPで、「本日、校外学習に出ている〇年生は雨天により学習活動継続が困難なため帰校の途についている。」ことを保護者に連絡する。</p> <p>以下、①の対応。</p>	<p>&lt;帰校の場合&gt;</p> <p>○学校に向かう。</p> <p>以下、①の対応。</p>
-----------------	--	--

### ③ 校外学習(宿泊を伴う学習)

現地と荒川区の状況は大きく異なっていることが考えられる。また、荒川区が被害を受ける前日に現地が降雨被害を受けていた、もしくはこれから被害を受ける場合もある。さらに、地盤も異なるため、現地自治体が発令する警戒レベル等に応じた行動をとる必要がある。

校外学習団体は、現地が降雨被害を受けているときに、学校に現地の状況を報告し、活動が可能であれば活動を継続し、待機が適切と判断した場合は宿舎等に待機し、避難が必要な状況の場合は宿舎や現地の行政機関等の指示を受ける。

#### (3) 休日の対応

部活動などで生徒が在校している場合、(2)①に準じて顧問教員等が「保護者引渡し」対応をすることになる。その場合、要保護物品の搬出作業は行わない。

なお、大雨警報・洪水警報が発令される可能性があることが事前に予想されている場合は、部活動等は中止判断をしておくことが望ましい。

### 3 各社鉄道路線が計画運休を発表している場合の対応

計画運休とは「何時から運休になる」と事前に発表され、利用者に広く周知される。したがって、運休状況から、荒川区が警戒しなければならない風水害かどうかの判断もできる。

例えば、JR内房線・外房線だけの計画運休であれば房総半島が警戒区域であって、荒川区はさほどの被害はないと考えられる。

荒川区が警戒しなければならない計画運休の状況

- JR東日本在来線  
山手線、京浜東北線、根岸線、横須賀線、京葉線、武蔵野線、南部線、総武線、中央線等
  - 大手私鉄  
東京メトロ（丸ノ内線・日比谷線・東西線・千代田線・有楽町線・副都心線）、京急電鉄、東急電鉄（東横線・田園都市線・大井町線等）、小田急電鉄（小田原線等）、京王電鉄（京王線・井の頭線等）、西武鉄道（池袋線・新宿線・有楽町線等）、東武鉄道（伊勢崎線・亀戸線・東上線等）、京成電鉄、東京都交通局（浅草線・新宿線・三田線・大江戸線・舎人ライナー・荒川線）等
- いずれも、23区にかかる路線

これらの複数路線が、翌日の未明から計画運休が予定されている場合は、中学校長会で協議し翌日の臨時休業を中学校長会の総意として教育委員会に要請する。

そして、臨時休業が決定した段階で、教育委員会からもしくは第一中学校からスクリレで保護者に連絡するとともに本校HPでも掲載する。

### Ⅲ 事後の危機管理（立て直す）

#### 1 教育活動の再開に向けた取組

風水害の場合は、学校は避難所ではなく区職員の運営による避難場所となっている。ただし、震災による避難所と異なり、長期の避難場所にはならないと考えられるとともに、施設の損傷も少ない。

したがって、生徒・教職員の安否確認、学校を再開する上での最低限の施設・設備の整備を整え、早期に学校再開の目途を立ててスクリレ・HPにより保護者に知らせることが一番の目的である。

##### (1) 生徒の安否確認

スクリレ、HP、電話連絡、家庭訪問、避難所訪問、災害伝言ダイヤル等、あらゆる手段を活用して生徒及びその家族の安否情報を収集する。また、連絡が取れた生徒及び保護者等から他の生徒及び保護者の情報を収集することも考えられる。

確認できた以下の情報は、一覧にしておく。

- ① 本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）
- ② 住居の被害状況（全壊・半壊）
- ③ 避難場所
- ④ 今後の連絡方法
- ⑤ 登校の可否
- ⑥ 学用品や教科書の状況

##### (2) 教職員の安否確認

(1)と同様に情報収集する。

##### (3) 施設・設備等の状況確認

- ① 校舎・校庭の安全と教室の確保
- ② ライフライン、トイレの確認
- ③ 通学路等、学校近隣の安全確認

##### (4) 教育委員会との連携

- ① 校舎等の被害に対する応急措置
- ② 校舎等の危険度判定調査
- ③ ライフラインの復旧
- ④ 仮設トイレの確保
- ⑤ 仮設教室の建設等、教室の確保
- ⑥ 避難した生徒等の就学手続
- ⑦ 学用品・教科書等、救援物資の受入れ・確保

##### (5) 状況集約

- ① 勤務可能な教職員数
- ② 登校可能な生徒数
- ③ 使用可能な教室数
- ④ ライフラインの復旧状況
- ⑤ トイレの確保

⑥ P T A ・地域の学校への支援状況

(6) 仮登校（家庭訪問）開始

- ① スクリレ、HP、災害伝言ダイヤル等で学校の状況を知らせるとともに、仮登校開始について情報発信する。
- ② 学習機会の保障とともに、睡眠・食事・排便・頭痛などの体調面、不安・イライラ・攻撃性・閉じこもり・P T S Dなどの心理面についてカウンセリングを行い、心のケアを中心に教育を再開する。

(7) 教育活動再開

教育委員会と連携して不足物資の支援を受けたり、P T A ・地域の見守り等への協力を得たりし、使用可能な施設や出勤できる教職員、登校できる生徒に応じて、可能な範囲の応急教育を実施する。

その際、特に、心のケアについては引き続き重視していく。

資料編

6 ページ「3 災害対策基本法の改正」でも記載しましたが、令和3年5月20日から「警戒レベル」の運用が変わりました。

重要なことは、必要な避難に対して躊躇したり、ためらったりしてはいけないということです。

- 避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、警戒レベル3 高齢者等避難で危険な場所から避難します。
- 避難勧告は廃止されました。これからは、警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。
- 警戒レベル5は、すでにどこかで災害が発生している可能性が高く、安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル			
5	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。しまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当			
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
4	<b>危険な場所から全員避難</b> ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	<b>避難指示</b> 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮警報	高潮特別警報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報	4相当
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	警戒(警報級)	氾濫警戒情報	3相当	
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)  第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意(注意報級)	氾濫注意情報	2相当	
1	<b>災害への心構えを高める</b>	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)					

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成